

2020年5月20日
秋田商工会議所

新型コロナウイルス感染症による

『生命共済』（災害保険金）支払対象拡大のお知らせ

この度、秋田商工会議所「生命共済制度」において「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合（※医師の診断が必要）、災害保障特約等に基づく災害保険金もお支払い対象となります。

支払事由：災害保険金・災害高度障害保険金

支払要件：「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合 ※医師の診断が必要

■本件に関するお問い合わせ先

アクサ生命保険株式会社 秋田営業所
（秋田商工会議所共済福祉制度引受保険会社）
TEL：018-862-1670

■生命共済制度に関するお問合せ先

秋田商工会議所
総務課 TEL：018-866-6674